

福山市警備業務等委託業者指名除外基準

(趣旨)

第1条 この基準は、福山市が発注する警備業務及び清掃業務(以下「警備業務等」という。)について、その円滑かつ適正な執行の確保を図るため、不当行為を行った警備業者及び清掃業者(以下「警備業者等」という。)の指名除外に関して必要な事項を定めるものとする。

(報告手続)

第2条 警備業務等を主管する課長(課長に相当する職を含む。)は、警備業者等について別表に掲げる事由に該当する者であると認めるとき、速やかに報告書(別記様式)により、建設政策課契約担当課長を経て市長に報告しなければならない。ただし、市以外の発注に係る警備業務等に関するものの報告については、建設政策課契約担当課長が同報告書により報告するものとする。

(指名除外の範囲及び期間)

第3条 市長は、警備業者等について別表に掲げる事由に該当する者であると認めるときは、同表に定める除外期間の範囲内において一定期間を定め、その期間中当該警備業者等の指名を除外するものとする。

この場合において、市長は、福山市警備業務等競争入札参加者資格審査会規程(平成26年/訓令/上下水道事業管理規程/病院事業管理規程/第2号)に定める福山市警備業務等競争入札参加者資格審査会に諮り、その意見を聞くものとする。

2 警備業者等が別表に掲げる事由に該当する疑いがあると認められるときは、その事実が判明されるまでの間、当該警備業者を指名業者として選定することを留保するものとする。

3 指名除外に該当する警備業者等を既に指名業者として選定した旨通知しているときは、指名を取り消すものとする。

(業者への通知)

第4条 市長は、指名の対象から除外する警備業者等を決定したときは、直ちに当該警備業者等に対し、その旨及び除外する期間を通知するも

のとする。

(除外期間の特例)

第5条 市長は、第3条の規程により指名除外をした警備業者等について、その後の情状により除外期間の短縮又は指名除外の解除をすることができる。

2 市長は、別表に掲げる事由に該当する者の行為が特に重大であると認める場合は、別表に定める除外期間を超えて別に除外期間を定めることができる。ただし、この期間は24月を超えることができない。

附 則

この基準は、1984年(昭和59年)2月1日から施行する。

附 則

この基準は、1994年(平成6年)8月25日から施行する。

附 則

この基準は、1999年(平成11年)4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2002年(平成14年)7月1日から施行する。

附 則

この基準は、2009年(平成21年)4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2019年(平成31年)4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2024年(令和6年)4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2025年(令和7年)6月1日から施行する。